



NO. 228

2012. 6. 15

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)
大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 笹野井 庸夫
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

障害者の雇用率に引き上げについて ～厚生労働省より方針が出される～

厚生労働省は、従業員が56名以上いる企業への義務付けをしている障害者の雇用率を引き上げる方針を打ち出し、一般企業においては1.8%から2%で、国・地方公共団体においては2.1%から2.3%、そして都道府県の教育委員会は2%から2.2%とする方針を固めました。雇用率の引き上げは15年ぶりとなりますが、現状の雇用率を達成している企業は、昨年度の調査時点では全体で約45%という状況であり、今後の取り組みが重要となります。協議のなかで出ている課題としては、中小企業については現在の厳しい経済状況の中にさらに負担となるのではという懸念が出ています。これに対しては、中小企業への奨励金を手厚くしている支援策の周知をとともに、取り組みの充実をはかることとしています。

雇用率制度そのものの論点についても挙げておくと、障害者雇用促進制度における障害者の範囲(身体障害・知的障害・精神障害以外の障害について)をどのように考えていくか等々があります。

こうした制度の考え方や、実際どのように雇用状況が変化していくかが重要だといえます。

「優先調達推進法案」が衆議院で可決される

「優先調達推進法案」は継続審議されていた「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」が提案者より一度撤回された後、厚生労働委員長より提出されています。主な変更点として、物品や役務の調達の対象として、これまでの障害者就労施設だけでなく、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体が加えられました。またこれらの障害者就労支援施設等は、単独でまたは相互に連携あるいは共同して、購入者等に対しその物品等に関する情報を提供するように努めるとともに、当該物品等の質の向上および供給の円滑化に努めるものとなっています。

事業所協議会・従事者研修 開催しました 「ひやり・はっと」の活用とリスクマネジメント

平成24年5月15日(火)、大阪市立社会福祉センター303・4会議室において、事業所協議会・従事者研修会が開催されました。今回は講師として、ジェイアイシーウエスト株式会社 営業部 筒井氏をお招きして、「ひやり・はっとの活用(リスクマネジメント)」をテーマにお話しいただきました。

日々活動を行っている施設内でもし事故が発生した場合、次に掲げる4つの責任が生じる。

- ・ 刑事的責任
→よく業務上過失等という言葉など使われている
- ・ 民事的責任
→相手に損害を与えた場合、民法上の不法行為により賠償責任が発生する。保険が対応するのはこの部分
- ・ 道義的責任
→被害者に対して社会通念上発生しうる責任。
- ・ 行政責任
→行政上の秩序を保つ責任。大きな問題に発展した場合には指定取り消しなどの場合もある。

では、事故が発生するメカニズムについて考えると、事故＝不安全行動＋不安全状態 と大きく二つの要素から成っている。そのうち、不安全行動については、完全になくすことは難しい。起きると想定して、もう一つの要素である不安全状態をなくすべくリスクマネジメントを行い、リスクの軽減をはかる。そのなかでは、まず第一に「安全ルールの徹底」。これは当たり前のことをごく当たり前にする。ある事業所では、毎日些細なことでも気付いた事を言う時間を設けたところ、問題が発生する割合がかなり減ったそうです。次いで「リスクアセスメント」。

【次頁へ】